

2020年2月28日

各位

株式会社宮崎太陽銀行

預金規定の改定について

株式会社宮崎太陽銀行（頭取 林田 洋二）は、2018年1月1日施行の「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます）ならびに、2020年4月1日施行の改正民法（債権法）を踏まえ、2020年4月1日より、下記のとおり、預金規定を改定いたします。つきましては、改定後の預金規定をホームページに掲載しましたので、お知らせいたします。なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

1. 休眠預金等活用法にともなう規定の改定

（1）改定の概要

①休眠預金等活用法に係る最終異動日等の取扱い

お客さまからお預かりしている長期間異動のないご預金（休眠預金等）につきましては、最終異動日などから10年6ヶ月を経過する日までに金融機関が公告したうえで、預金保険機構に移管されることから、その最終異動日等について定めるものです。

②休眠預金等代替金に関する取扱い

休眠預金等として預金保険機構への移管対象となった預金等につきましては、預金保険機構への納付の日を持って、預金債権が消滅することとなりますが、引き続き、当行を通じて、当該預金等の元本および利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払を受けることができます。その休眠預金等代替金に関する取扱いについて定めるものです。

（2）改定する預金規定

総合口座取引規定、普通預金規定、決済用総合口座取引規定、決済用普通預金規定、貯蓄預金規定、自由金利期日指定定期預金規定、自由金利型定期預金規定（大口定期）、自由金利型定期預金（M型）規定 単利型（スーパー定期）、自由金利型定期預金（M型）規定複利型（スーパー定期）、変動金利定期預金規定 単利型、変動金利定期預金 複利型、積立定期預金規定 積立型、積立定期預金規定 個別型、通知預金規定、納税準備預金規定、定期積金規定

2. 改正民法（債権法）にともなう規定の改定

（1）改正の概要

①定期預金の満期日前解約の制限の明確化

改正後の民法では別段の合意のない限り、定期性の預金を満期日前であっても解約できることから、期日前解約の制限について明確化するものです。

②後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出義務

改正後の民法では、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人として行った行為は取り消すことができる旨、定められたことから、後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出事務を定めるものです。

③規定変更の手続き

改正後の民法により、定型約款に関する規定が新設されたことから、規定を変更する場合の要件や手続について定めるものです。

④みなし到達

お客さまに氏名・住所等の変更があった場合、その旨を当行に届けていただくものとし、当行に届出のあった氏名、住所等宛てに当行が通知した場合、万が一当該通知が延着または到着しなかった場合でも通常到達すべき時に到達したのものとして取扱う定めです。

(2) 改正する預金規定

各取引に共通する規定、総合口座取引規定、普通預金規定、決済用総合口座取引規定、決済用普通預金規定、貯蓄預金規定、自由金利期日指定定期預金規定、自由金利型定期預金規定（大口定期）、自由金利型定期預金（M型）規定 単利型（スーパー定期）、自由金利型定期預金（M型）規定 複利型（スーパー定期）、変動金利定期預金規定 単利型、変動金利定期預金規定 複利型、積立定期預金規定 積立型、積立定期預金規定 個別型、財形期日指定定期預金規定、財形年金預金規定、財形住宅預金規定、通知預金規定、納税準備預金規定、譲渡性預金規定、定期積金規定、外貨預金共通規定

3. 各種規定等の改定部分新旧対照表

各取引に共通する規定、普通預金取引規定、自由金利期日指定定期預金規定の改定部分新旧対照表は、以下のとおりです。他の各種規定等についても以下の内容と同様の規定の改定・追加を行います。

各取引に共通する規定

(下線は変更部分)

改定前	改訂後
【新設】	1. (預金の契約の成立) <u>当行は、お客さまから当行所定のこれらの預金の申込書の提出を受け、当行が通帳や証書を交付する等してこれを承諾したときは、これらの預金に係る契約が成立するものとします。</u>
【新設】	2. (適用範囲) <u>この規定は、当行の取り扱うすべての種類の預金を含めて共通に適用されるものとします。</u>

<p>1. (届出事項の変更、通帳等の再発行等)</p> <p>(1) この通帳・証書・契約の証（以下「通帳等」といいます。）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは直ちに書面によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません</p> <p>(2) この通帳等を失った場合の通帳等の再発行もしくは預金口座解約・元利金の支払いは当行所定の手続きをした後に行ないます。この場合通帳再発行手数料を申し受け、相応の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。財形預金契約の証以外の証書の再発行はいたしません。</p>	<p>3. (届出事項の変更、通帳等の再発行等)</p> <p>(1) この通帳・証書・契約の証（以下「通帳等」といいます。）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは直ちに<u>当行所定の方法</u>によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、<u>当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き</u>、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) この通帳等を失った場合の通帳等の再発行もしくは預金口座解約・元利金の支払いは当行所定の手続きをした後に行ないます。この場合通帳再発行手数料を申し受け、相応の期間をおくことがあります。<u>財形預金契約の証以外の証書の再発行はいたしません。</u></p>
<p>2. (印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、諸届、証書の受取欄、その他の書類に使用された印影（または暗証番号）を届出の印鑑（または暗証番号）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>4. (印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、諸届、証書の受取欄、その他の書類に使用された印影（または暗証番号）を届出の印鑑（または暗証番号）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた<u>うえ、払戻請求者等が預金払戻し等の権限を有すると当行が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。</u></p>
<p>3. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所等の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要事項を書面によってお届けください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要事項を書面によってお届けください。</p> <p>(3) すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも前 2 項と同様にお届けください。</p>	<p>5. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所等の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要事項を書面によってお届けください。<u>また、これらの成年後見人等の地位や権限、行為能力に影響を及ぼす事由（補助・保佐・後見の開始等）が生じたときも、同様に当店に届け出てください。</u></p> <p>(2) 【現行のとおり】</p> <p>(3) 【現行のとおり】</p>

<p>(4) 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。</p> <p>(5) 前 4 項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>(4) 【現行のとおり】</p> <p>(5) 前 4 項の届出の前に、<u>当行が過失なく預金者の行為能力に制限がない等と判断して行った払戻し等については、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は、取消しや無効を主張できないものとします。</u></p>
<p>7. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳等とともに持参のうえ、取引店または当行本支店の店舗へ申し出てください。ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続きを行ったものに限りです。 (当行所定のキャッシュカードをお持ちの方はカードもご持参ください。)</p> <p>(2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行は預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約できるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が、解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>②この預金の預金者が 4 条第 1 項に違反した場合</p> <p>③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p>	<p>9. (解約等)</p> <p>(1) 【現行のとおり】</p> <p>(2) 【現行のとおり】</p> <p>① 【現行のとおり】</p> <p>②この預金の預金者が <u>6 条第 2 項</u>に違反した場合</p> <p>③ 【現行のとおり】</p> <p>④ 【現行のとおり】</p>

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金取引を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときはその損害額を払ってください。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。

②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合。

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金取引を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害（訴訟費用や合理的範囲の弁護士費用を含みます。）が生じたときはその損害額を払ってください。

<p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>(4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。この預金が、休眠預金となった場合は休眠預金等活用法に関する規定が適用されるものとします。</p> <p>(5) 前 2 項および 3 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、または預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳をご持参のうえ当店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出を求めることがあります。</p>	<p>(4) 【現行のとおり】</p> <p>(5) 【現行のとおり】</p>
<p>8. (通知等)</p> <p>届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p>	<p>10. (通知等)</p> <p>届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、<u>発信時に効力が生じる旨の定めがあるものを含め、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p>12. (準拠法令、合意管轄)</p> <p>(1) <u>本規定の準拠法は、日本法とします。</u></p> <p>(2) <u>本規定に関して訴訟の必要が生じた場合には、宮崎地方裁判所もしくは宮崎簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</u></p>

<p>【新設】</p>	<p>13. (規定の変更)</p> <p>(1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的、技術的環境の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、定型約款の変更に関する規定（民法 548 条の 4）に基づき（付随的な事柄や手続に係る事項等は除きます。）変更できるものとしします。</p> <p>(2) 前項の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き・インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。</p> <p>(3) 前 2 項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から実施するものとしします。</p>
--------------------	--

普通預金規定

(下線は変更部分)

改定前	改定後
<p>3. (振込金の受け入れ)</p> <p>(1) この預金口座には為替による振込金を受け入れま す。</p> <p>(2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。</p>	<p>3. (振込金の受け入れ)</p> <p>(1) この預金口座には為替による振込金を受け入れま す。ただし、<u>この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。</u></p> <p>(2) 前項にかかわらず、この預金口座の名義人より、<u>当該口座振込に係る入金拒絶の申し出がある場合には、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。また、この預金口座の名義人に相続が開始し、当行が預金口座名義人の死亡届を受理した後の振込金は、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。</u></p> <p>(3) <u>この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。</u></p>

<p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章 (または暗証番号) により記名押印 (または記名、暗証番号記入) して通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、当行所定の手続きをしてください。</p> <p>(3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれかを支払うかは当行の任意とします</p>	<p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章 (または暗証番号) により記名押印 (または記名、暗証番号記入) して通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、当行所定の手続きをしてください。</p> <p>(3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれかを支払うかは当行の任意とします。</p> <p>(4) <u>第 1 項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始し、当行が預金口座名義人の死亡にかかる手続きを受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意 (遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下、同じ。) による払戻し請求でなければ払戻しできません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p>8. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) <u>この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。</u></p> <p>① <u>当行ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日</u></p> <p>② <u>将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日</u></p>

	<p>③ <u>当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から 1 ヶ月を経過した場合（1 ヶ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り</u>ます</p> <p>④ <u>この預金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p>(2) <u>第 1 項第 2 号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p>① <u>預入期間、計算期間または償還期間の末日</u></p>
<p>【新設】</p>	<p>9. 〈休眠預金等代替金に関する取扱い〉</p> <p>(1) <u>この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</u></p> <p>(2) <u>前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</u></p> <p>(3) <u>預金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。</u></p> <p>① <u>この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと</u></p>

	<p>② <u>この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払請求を把握することができる場合に限り。）</u></p> <p>③ <u>この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</u></p> <p>④ <u>この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと</u></p> <p><u>(4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第 3 項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。</u></p> <p>① <u>当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</u></p> <p>② <u>この預金について、第 3 項第 2 号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること</u></p> <p>③ <u>前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと</u></p>
--	---

自由金利期日指定定期預金規定

(下線は変更部分)

<p>5. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）およびつぎの預入期間に応じた利率によって 1 年単利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 1 年以上 2 年未満...証書（通帳）記載の「2 年未満」の利率</p> <p>② 2 年以上.....証書（通帳）記載の「2 年以上」の利率（以下「2 年以上利率」といいます。）</p>	<p>5. (利息)</p> <p>(1) 【現行のとおり】</p>
---	---

<p>(2) 自動継続扱の場合の継続後の預金の利息についても、前項と同様の方法で計算します。</p> <p>(3) 自動継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法により継続日に指定口座へ入金するか、または元金に組入れます。</p> <p>(4) 自動継続扱の場合は指定された満期日から 1 か月以内に解約する場合または自動継続を停止した場合におけるこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。</p> <p>(5) この預金の満期日以後の利息（自動継続扱の場合の継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(6) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数についてつぎの預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって 1 年単利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6 か月未満.....解約日における普通預金の利率</p> <p>② 6 か月以上 1 年未満.....2 年以上利率×40%</p> <p>③ 1 年以上 1 年 6 か月未満.....2 年以上利率×50%</p> <p>④ 1 年 6 か月以上 2 年未満.....2 年以上利率×60%</p> <p>⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満.....2 年以上利率×70%</p> <p>⑥ 2 年 6 か月以上 3 年未満.....2 年以上利率×90%</p> <p>(7) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。</p>	<p>(2) 【現行のとおり】</p> <p>(3) 【現行のとおり】</p> <p>(4) 【現行のとおり】</p> <p>(5) 【現行のとおり】</p> <p>(6) <u>この預金を第 6 条第 2 項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数についてつぎの預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって 1 年単利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>① 6 か月未満.....解約日における普通預金の利率</p> <p>② 6 か月以上 1 年未満.....2 年以上利率×40%</p> <p>③ 1 年以上 1 年 6 か月未満.....2 年以上利率×50%</p> <p>④ 1 年 6 か月以上 2 年未満.....2 年以上利率×60%</p> <p>⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満.....2 年以上利率×70%</p> <p>⑥ 2 年 6 か月以上 3 年未満.....2 年以上利率×90%</p> <p>(7) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。</p>
--	--

6. (預金の解約, 書替継続)

この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに当行に提出してください。

6. (預金の解約, 書替継続)

- (1) 当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき相当な事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (2) 前1項にも該当せず、当行がやむを得ないと認め、この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに当行に提出してください。
- (3) 第2項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始し、当行が預金口座名義人の死亡にかかる手続を受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意(遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下、同じ。)による解約請求でなければ解約できません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。

【新設】**7. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)**

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- ① 当行ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヵ月を経過した場合(1ヵ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります

	<p>④ <u>この預金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日</u></p> <p>(2) <u>第 1 項第 2 号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</u></p> <p>① <u>預入期間、計算期間または償還期間の末日</u></p>
<p>【新設】</p>	<p>8. (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1) <u>この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。</u></p> <p>(2) <u>前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。</u></p> <p>(3) <u>預金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。</u></p> <p>① <u>この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと</u></p> <p>② <u>この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払請求を把握することができる場合に限り。）</u></p>

③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

(4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第 3 項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

② この預金について、第 3 項第 2 号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

以 上

本件に関するお問い合わせ先
事務部 事務企画グループ 田代
TEL 0985-60-6080 FAX 0985-60-7040